

医療法人社団全人会に対する再生支援の完了について

2011年3月31日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2010年8月24日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い支援を行ってまいりました。対象事業者は、機構の支援の下で、2010年10月1日、医療法人社団大和会に対して円滑に事業を譲渡し、対象事業者の事業を譲り受けた同法人は、従前どおり事業を運営・継続しています。今般、対象事業者から医療法人社団大和会に対する事業譲渡後の実務面の引継がすべて完了し、機構は、法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

(注)事業譲渡完了後の対象事業者は、2011年3月29日に、裁判所から、対象事業者に対する破産手続開始決定がなされましたので、現在、清算手続に入っております。

1. 対象事業者の氏名又は名称
医療法人社団全人会
2. 買取決定等にかかる債権の買取価格
本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。
3. 機構が行った支援の概要
本件において、機構は、金融機関、スポンサー、対象事業者等の関係者調整に関与することで対象事業者の支援を行いました。

以上